

成年年齢引き下げによる契約トラブルに注意


18歳から“大人”に！

■問合せ…消費生活センター（☎025-525-1905）

●4月1日から成年年齢が20歳から18歳に引き下げられます

チェック！

公職選挙法の選挙権年齢が18歳に引き下げられるなど、国において18歳、19歳の若者にも国政の重要な判断に参加してもらうための政策が進められてきた中で、民法でも18歳以上を大人として扱うのが適当ではないかという議論がなされ、成年年齢が引き下げられることとなりました。

18歳（成年）になったらできること	20歳にならないとできないこと （これまでと変わらないこと）
<ul style="list-style-type: none"> ◆親の同意がなくても契約できる <ul style="list-style-type: none"> ・携帯電話の契約 ・ローンを組む ・クレジットカードを作る ・一人暮らしの部屋を借りる など ◆10年間有効のパスポートを取得する ◆公認会計士や司法書士、医師免許、薬剤師免許などの国家資格を取る ◆結婚 <p>女性の結婚可能年齢が16歳から18歳に引き上げられ、男女とも18歳に</p> ◆性同一性障害の人が性別の取り扱いの変更審判を受けられる <p>※普通自動車運転免許の取得は従来と同様、「18歳以上」で取得可能</p>	<ul style="list-style-type: none"> ◆飲酒をする ◆喫煙をする ◆競馬、競輪、オートレース、競艇の投票券（馬券など）を買う ◆養子を迎える ◆大型・中型自動車運転免許の取得 <div style="text-align: center;">  </div>

●契約トラブルに遭わないために

- ・成年になると、法律上は「大人」として扱われることになり、保護者の同意がなくても、**自分の意志**でさまざまな契約ができるようになりますが、同時に、**契約についての「責任」も自分で負うこと**になります。
- ・未成年の場合は、保護者など法定代理人の同意がない契約は取り消すことができますが、成年になると**取り消すことができなくなる**ことから、このことを悪用して、成年に達したばかりの社会経験の浅い若者を狙って不利な契約をさせる**「悪質商法」**に巻き込まれる可能性が高まります。
- ・トラブルに遭わないために、契約に関するさまざまなルールを理解した上で、**その契約が本当に必要かどうか**を考えることが大切です。
- ・新たに成年になる家族がいる場合は、**注意の声掛けをお願いします。**



日常生活におけるさまざまな契約について、不安や困り事、おかしいなと思う事がある場合は、消費生活センター（☎025-525-1905）へお気軽にご相談ください。

出典：政府広報オンライン